

令和5年度随意契約による工事及び修繕（予定価格250万円以上の随意契約）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第7条第4項の規定により公表する。

No	担当課	契約の相手方	契約内容				随意契約理由		
			工事名	場所	契約日	工期	金額（円）	概要	【根拠条文】
1	上下水道課	(株)柿本商会	氷見市環境浄化センター管理棟・機械棟消防設備改築工事	湖光	R5.6.6	R5.12.15	11,000,000	二度の入札において落札者が決定しなかったことから、対応が可能な業者と随意契約を行ったもの。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号
2	ふるさと整備課	株式会社カネセ設備工業	坪池地内用水供給応急仮（その2）工事	坪池	R5.5.25	R5.6.2	3,630,000	5月7日からの豪雨により、坪池地内下長池の堤体の一部が決壊したため池の水位を早急に下げる必要があり、受益地へのかんがい用水確保のためパイプラインを敷設するため、氷見建設業協会から推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
3	上下水道課	株式会社山正	公共汚水樹設置（その3）工事	鞍川	R5.6.22	R5.10.31	2,717,000	給排水設備工事等と一体的に行うことで効率的に施工を行うため、給排水設備工事等及び上水道の施工を行っている業者と特命随意契約を行ったもの。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
4	環境防犯課	(株)宮本工業所	氷見市斎場火葬炉設備修繕	北八代	R5.6.29	R5.11.30	7,370,000	本火葬施設全体が独自の開発技術により構築されているため、構築した業者以外には修繕の目的を達成できないことから、この業者と特命随意契約を行ったもの	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
5	ふるさと整備課	株式会社カネセ設備工業	小竹外1地内用水供給応急仮工事	小竹外1	R5.9.14	R5.12.8	4,070,000	本工事は、7月12日から13日に発生した豪雨で被災したことによる応急仮工事で、災害協定に基づき、氷見建設業協会から推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
6	ふるさと整備課	(株)柿本商会	守山揚水機場仮設備工事	高岡市守山	R5.9.29	R6.3.29	10,676,600	7月12日から13日に発生した小矢部川氾濫に伴う西条畑地かんがい土地改良区の災害復旧について、高岡市守山地内の揚水機場本復旧完了までの灌漑用水を確保するため、至急の応急仮工事が必要であることから、揚水機場の維持管理を行っている業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
7	ふるさと整備課	有限会社畑尻組	令和5年災石田農道復旧工事	坪池	R6.2.2	R6.3.29	2,817,100	入札において落札者が決定しなかったことから、対応が可能な業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

8	ふるさと整備課	有限会社謙仲建設	令和5年災石田水路復旧工事	坪池	R6.2.27	R6.3.29	24,475,000	入札において落札者が決定しなかったことから、対応が可能な業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
9	学校教育課	株式会社島屋	氷見市藪田コミュニティセンター修繕	藪田	R6.3.6	R6.3.31	6,347,000	1月1日に発生した能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があったことから、業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
10	子育て支援課	東工業株式会社	しんまちこども園外構修繕	中央町	R6.3.1	R6.6.30	4,065,600	1月1日に発生した能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があったことから、業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
11	道路課	株式会社辻建設	市道上久津呂栗原線外8線応急修繕	栗原	R6.1.15	R6.2.22	2,651,000	1月1日に発生した能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があったことから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
12	道路課	西川工業株式会社	市道氷見駅前日線応急修繕	伊勢大町一丁目	R6.1.9	R6.2.22	4,950,000	1月1日に発生した能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があったことから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
13	道路課	斉藤建設株式会社	市道惣領1号線外1線応急修繕	惣領	R6.1.16	R6.2.22	2,937,000	1月1日に発生した能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があったことから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
14	道路課	能越道路サービス株式会社	市道阿尾向田線応急修繕	阿尾	R6.1.9	R6.2.22	2,552,000	1月1日に発生した能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があったことから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
15	都市計画課	氷見土建工業株式会社	道の駅氷見番屋街駐車場舗装応急修繕	北大町	R6.2.5	R6.3.6	4,477,000	1月1日に発生した能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があったことから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
16	道路課	株式会社干場建設	市道上庄中央線外4線応急修繕	柿谷外2	R6.1.18	R6.2.22	4,620,000	1月1日に発生した能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があったことから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
17	道路課	有限会社樹形開発	国災5年第240号市道明厳寺線道路災害復旧工事	脇	R6.3.6	R6.3.25	4,840,000	入札において落札者が決定しなかったことから、対応が可能な業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
18	病院事業管理室	株式会社大林組	金沢医科大学氷見市民病院階段室1 2～5階部分補修業務	鞆川	R6.2.25	R6.3.11	2,992,000	1月1日に発生した能登半島地震で損傷した部分の補修業務であり、緊急の必要性があったことから、業者と随意契約を行ったもの。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号

19	道路課	三興土木株式会社	市道下田子1号線外2線応急修繕	下田子外2	R6.1.9	R6.3.22	4,867,170	1月1日に発生した能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があったことから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
20	道路課	氷見土建工業株式会社	市道朝日地蔵2号線外3線応急修繕	地蔵町外2	R6.1.17	R6.2.22	3,212,000	1月1日に発生した能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があったことから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
21	道路課	八洲道路株式会社	市道北八代堀田線応急修繕	十二町	R6.1.9	R6.3.22	5,005,000	1月1日に発生した能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があったことから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
22	道路課	有限会社畑尻組	市道稲浦線外9線応急修繕	泉外	R6.1.29	R6.3.22	3,930,190	1月1日に発生した能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があったことから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
23	道路課	有限会社畑尻組	市道阿尾海岸線外11線応急修繕	阿尾外	R6.1.12	R6.3.22	3,073,510	1月1日に発生した能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があったことから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
24	都市計画課	立山土建株式会社	氷見運動公園野球場応急修繕	大浦新町	R6.2.14	R6.5.31	3,740,000	1月1日に発生した能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があったことから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
25	道路課	株式会社干場建設	市道白上2号線外3線応急修繕	阿尾外	R6.1.30	R6.2.29	2,893,000	1月1日に発生した能登半島地震の応急修繕業務であり、緊急の必要性があったことから、災害協定に基づいて推薦された業者と随意契約を行ったもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号